

公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会費又は負担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 正会員が一会計年度に納入すべき会費の額は、一口20,000円とし、申込口数は、一口以上とする。

2 事業年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、前項の額と同額とする。

(負担金)

第3条 特別会員が、一会計年度に納入すべき負担金の額は、別表に掲げる額以内とする。

(会費等の使途)

第4条 前2条の会費及び負担金は、その50%を公益目的事業費に充当し、他は使途を定めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、徴収に当たり使途の定めのあるものは、その全額を当該使途に係る事業の収益に計上する。

(別途会費又は負担金)

第5条 この法人の目的を達成するために、参加を希望する会員により事業を実施する場合、参加会員は総会の決議に基づき当該事業に要する費用を会費又は負担金としてこの法人に納入するものとする。

2 前項の会費又は負担金の納入により、第2条の会費又は第3条の負担金の納入は免れない。

(納入期日等)

第6条 会費及び負担金は、毎年度6月末日までに納入するものとする。但し、新規加入のときは、入会決定後すみやかに納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の別途会費又は負担金は、会長がその都度指定する期日までに納入するものとする。

(手数料)

第7条 会費及び負担金の納入に際しては、当該送金手数料は、会員が負担するものとする。

(変更)

第8条 この規程は、定款第12条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第6条第1項の規定にかかわらず、令和2年度に限り、会費及び負担金（特別会員のうち行政機関に係る負担金を除く。）の納入期日は令和2年12月末日とし、新規加入の場合の会費の納入期日は、会長がその都度指定する日とする。
- 2 この規程は、令和2年8月7日から施行し、改正後の公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構会費規程の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 第6条第1項の規定にかかわらず、令和3年度に限り、会費及び負担金（特別会員のうち行政機関に係る負担金を除く。）の納入期日は令和3年12月末日とし、新規加入の場合の会費の納入期日は、会長がその都度指定する日とする。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第6条第1項の規定にかかわらず、令和4年度に限り、会費及び負担金（特別会員のうち行政機関に係る負担金を除く。）の納入期日は令和4年12月末日とし、新規加入の場合の会費の納入期日は、会長がその都度指定する日とする。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月22日から施行し、改正後の公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構会費規程の規定は令和4年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和5年12月25日から施行する。

別 表

特別会員の負担金の額

会 員 名	年 間 負 担 金 額
三重県	15,000,000円
伊勢市	9,500,000円
鳥羽市	9,500,000円
志摩市	9,500,000円
玉城町	100,000円
度会町	100,000円
南伊勢町	1,750,000円
多気町	100,000円
明和町	100,000円
大紀町	100,000円
伊勢商工会議所	500,000円
鳥羽商工会議所	500,000円
志摩市商工会	500,000円
公益社団法人伊勢市観光協会	500,000円
一般社団法人鳥羽市観光協会	500,000円
一般社団法人志摩市観光協会	500,000円

事務局職員のうち各々の市からの出向職員数が2名を超えた場合には、2名を超えた数に750,000円を乗じた金額を加算するものとする。